

# 嵐山町団体補助金検討委員会報告書

平成 21 年 1 月 23 日

嵐山町団体補助金検討委員会

## 嵐山町団体補助金等の見直しの方向性について

### < 補助金見直し >

平成18年3月に策定した第4次嵐山町行政改革大綱に基づき、「補助金適正化」を図ります。

補助金の大半は、特定の団体に毎年度同額が支出され、既得権的になっていることや、補助対象事業費の未設定、補助金を交付したことによる事業効果などが客観的に評価できていない等の問題をかかえています。

そこで、補助金について、原則として既得権や前例にとらわれず、自主的に公益的な事業を行う団体等への支援という考え方を再確認し、補助基準を定め、総合振興計画に明示してある「事務事業の評価基準」などの観点から、見直しを行います。

事務事業の評価基準： 「公益性が高い日常不可欠なサービス」「私益性が高いが日常不可欠なサービス」「公益性が高く日常不可欠でないサービス」「私益性が高く日常不可欠でないサービス」の4つの軸を基本とし、この「評価の基準」を基に事業を選択し、徹底した見直しを行う。

### < 課題の整理 >

現在補助金は、嵐山町補助金交付規則に基づき、申請、実績報告など事務手続きを規定していますが、新規の補助や、廃止・縮減する場合の明確な基準となるものがない状況です。

一度予算化された補助団体については、実績・効果等を評価しないまま長年にわたり継続し交付されているのが現状です。補助金等の財源については当然のことながら税金で賄われていることから、より多くの町民の公益に寄与する場合に公金を投入するもので、補助目的を含め町民の理解が必要です（地方自

治法 232 条の 2 )。事業目的が法的に町の責任であるか、事業効果が広く町民に波及するものか、公平・公正の観点からも効率的な執行が求められ、広く町民に情報公開する必要があります。

#### 補助の長期化による既得権化

- ・補助が長期化することが多く、社会経済情勢の変化に伴った見直し等が必要です。

#### 交付団体の自立

- ・設立当初は行政主導で政策的補助金により交付している団体について、長年にわたり同様の補助を継続しています。
- ・当該団体の事務局を長期にわたり行政が担っている団体もあります。

#### 補助金執行の適正化

- ・交付の目的に対する事業効果等を検証する指標がなく、補助金使途についても適正かどうかの判断が難しくなっています。

#### 新規の団体補助金の確保

- ・厳しい財政状況の中、新規の団体に対する補助の財源を確保することは困難な状況ですが、行政目的にてらし補助制度が有効と思われるものは、公平・公正の観点からも効率的な執行が必要と考えます。

## < 団体補助金に対する基本的な考え方 >

### ( 1 ) 公募方式の採用

- ・平成 21 年度より新たに公募方式を採用し、補助金制度を開かれたものに改正します。
- ・町民等が自ら企画し、実行する事業（安心・安全のまちづくりなど町の重要課題に資する事業）について 3 年周期で募集します。

### ( 2 ) 事業費を対象に補助

- ・補助対象事業を明確にし、補助の効果や必要性を検証します。（事業評価）
- ・補助事業の対象となる経費について明確化します。

### ( 3 ) 補助金の終期の設定

- ・個々の団体事業に対する補助金については原則 3 年を終期とします。

### ( 4 ) 補助限度額

- ・予算の範囲内で 1 / 2 を上限とし、団体あたり 20 万円以内とします。

### ( 5 ) 補助事業の情報公開

- ・公平性・透明性・公益性の確保の観点から、補助団体については事業内容等を広く町民に公開します。（評価基準シートの作成）

## < 対 象 >

以下を除く全ての補助金とします。

県補助金等の特定財源が伴う県の補助基準によるルール化された補助金  
行政代替として事業を行っている団体への補助金

< 補助対象とならない経費 >

補助基本額(補助対象経費)

補助事業者等において最も効率的な方法で行う場合の事業費とします。備品、工事等の「程度」は、必要最低限のものとする。

人件費、会議費、研修・視察費、慶弔費、食糧費、基金積立金は対象としません。

## 嵐山町団体補助金検討委員会委員名簿

委員長 杉田啓一

副委員長 田中重喜

石原紀子

宮本紀子

田村 昭（公募）

## 検討委員会の開催状況

第1回 素案討論 (平成20年12月10日)

第2回 素案討論 (平成20年12月19日)

第3回 報告書の取りまとめ (平成21年 1月23日)